

第95期 定時株主総会 招集ご通知

■日時 2019年6月25日（火曜日）午前10時
（午前9時開場）

■場所 茨城県つくば市竹園一丁目7番
当行つくば本部ビル 10階 大会議室

本年から、株主総会にご出席の株主さまにお配りしておりましたお土産をとりやめとさせていただきます。何とぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

株式会社筑波銀行

証券コード：8338



Tsukuba Bank

目次

■第95期定時株主総会招集ご通知	1
■株主総会参考書類	
第1号議案 取締役10名選任の件	5
第2号議案 監査役5名選任の件	12
【添付書類】	
■第95期事業報告	16
■計算書類	39
■連結計算書類	44

証券コード 8338

2019年6月5日

株 主 各 位

茨城県土浦市中央二丁目11番7号

株 式 会 社 筑 波 銀 行

取締役頭取 藤 川 雅 海

第95期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当行第95期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。後述のご案内にしたがって、2019年6月24日（月曜日）営業時間終了（午後5時）までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月25日（火曜日）午前10時

2. 場 所 茨城県つくば市竹園一丁目7番

当行つくば本部ビル 10階 大会議室

※本年から、株主総会にご出席の株主さまにお配りしておりましたお土産をとりやめとさせていただきます。何とぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

3. 目的事項

報 告 事 項 1. 第95期 （2018年4月1日から
2019年3月31日まで） 事業報告の内容および計算書類の内容
容報告の件

2. 第95期 （2018年4月1日から
2019年3月31日まで） 連結計算書類の内容ならびに会計監
査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

第 1 号 議 案 取締役10名選任の件

第 2 号 議 案 監査役5名選任の件

4. 議決権行使について

(1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示していただいたうえ、2019年6月24日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

当行指定の議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、2019年6月24日（月曜日）午後5時までに、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記（4頁）の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

(3) 重複行使の取扱い

議決権行使書用紙により議決権を行使され、インターネットでも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとさせていただきます。

また、インターネットで議決権行使を複数回なされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

以 上

◎当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎次の事項につきましては、法令ならびに当行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト（<http://www.tsukubabank.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告書を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした計算書類および連結計算書類の一部であります。

①計算書類の個別注記表

②連結計算書類の連結注記表

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト（<http://www.tsukubabank.co.jp/>）に掲載させていただきます。

議決権行使について



株主総会ご出席による議決権行使

当日ご出席の際は、お手数ながら本「招集ご通知」をご持参いただくとともに、同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。代理人により議決権を行使される場合は、当行の議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

開催日時 2019年6月25日（火曜日）午前10時



郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、行使期限まで到着するようご返送ください。

行使期限 2019年6月24日（月曜日）午後5時到着分まで



インターネットによる議決権行使

詳細は次頁をご覧ください ▶

当行指定の議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2019年6月24日（月曜日）午後5時まで

重複行使の取扱い

- 議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネットによって複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

1

議決権行使ウェブサイトへアクセス

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

「インターネットによる議決権行使について」をクリックしてお読みのうえ

次へすすむ ボタンを押す

2

「議決権行使コード」および「パスワード」にてログイン

3

以降、画面の案内に従って賛否をご入力願います。

※ インターネットをご利用いただくためにプロバイダーへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金）などが必要な場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。

お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**（以下）までお問い合わせください。

議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先

 **0120-768-524**
(平日 9 : 00～21 : 00)

左記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

 **0120-288-324**
(平日 9 : 00～17 : 00)

■ 議決権行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、(株)東京証券取引所等により設立された合併会社株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記１のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第 1 号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役10名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、取締役候補者の選任にあたりましては、指名諮問委員会の意見を踏まえ決定しております。

候補者 番号	氏 名	現在の当行における地位
1 再任	ふじ かわ まさ み 藤 川 雅 海	取締役頭取
2 再任	いく た まさ ひこ 生 田 雅 彦	取締役副頭取
3 再任	お ち さとる 越 智 悟	取締役専務
4 再任	しの はら さとる 篠 原 智	専務取締役
5 再任	ぎ むら い ち ろう 木 村 伊知郎	常務取締役
6 再任	せ お たつ ろう 瀬 尾 達 朗	常務取締役
7 再任	とよ た たか ひさ 豊 田 高 久	常務取締役
8 再任	うえ き まこと 植 木 誠	取締役会長
9 再任	よこ い え 横 井 のり枝	社外取締役候補者 独立役員 社外取締役
10 新任	ね もと ゆう いち 根 本 祐 一	社外取締役候補者 独立役員 —

候補者番号

1

ふじ かわ まさ み
藤 川 雅 海

(1952年10月13日生)

再任

■ 候補者の有する当行の株式数

普通株式

129,900株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1976年 4 月	関東銀行入行	2007年 6 月	関東つくば銀行常務取締役総合企画部長
2002年 2 月	関東銀行ひたちなか支店長	2007年 7 月	関東つくば銀行常務取締役
2003年 4 月	関東つくば銀行ひたちなか支店長	2008年 4 月	関東つくば銀行専務取締役
2003年 9 月	関東つくば銀行研究学園都市支店 長兼研究学園都市支店つくばアッ セ出張所長	2010年 3 月	当行専務取締役
2004年 7 月	関東つくば銀行総合企画部長	2011年 4 月	当行取締役副頭取
2006年 6 月	関東つくば銀行取締役総合企画部長	2012年 6 月	当行取締役頭取（現職）

■ 取締役候補者とした理由

藤川雅海氏は、2006年6月に取締役（旧関東つくば銀行）へ就任後、経営企画部門、事務部門、証券国際部門、監査部門等を統括し、また、全国地方銀行協会の理事などの要職を務めるなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。2012年6月から当行の代表取締役頭取として経営管理を的確・公正かつ効率的に遂行しており、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を活かすことにより、引続き当行の中長期的な企業価値の向上に貢献することが出来る人物と判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

2

いく た まさ ひこ
生 田 雅 彦

(1960年10月12日生)

再任

■ 候補者の有する当行の株式数

普通株式

44,500株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4 月	関東銀行入行	2012年 7 月	当行執行役員総合企画部長
2006年 4 月	関東つくば銀行石岡支店長	2014年 4 月	当行上席執行役員総合企画部長
2007年 7 月	関東つくば銀行総合企画部副部長	2015年 4 月	当行上席執行役員営業本部長
2010年 3 月	当行総合企画部副部長兼共同化推 進室長	2015年 6 月	当行取締役営業本部長
2010年 8 月	当行神栖支店長兼営業本部上席主 任調査役	2016年 4 月	当行常務取締役
		2017年 6 月	当行常務取締役 総合企画部・事 務統括部・事務集中部・秘書室担 当
		2018年 6 月	当行取締役副頭取 監査部担当
		2019年 4 月	当行取締役副頭取（現職）

■ 取締役候補者とした理由

生田雅彦氏は、2015年6月に取締役へ就任後、営業部門、経営企画部門、監査部門等を統括するなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。2018年6月から当行の代表取締役副頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしており、その経験や知見を活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できる人物として取締役候補者となりました。

招集し通知

▲株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

連結計算書類等

候補者番号

3

お
越ち
智さとる
悟

(1960年11月15日生)

再任

■ 候補者の有する当行の株式数

普通株式

44,500株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4 月	茨城相互銀行入行	2011年 10月	当行上席執行役員ブロック長 (水戸ブロック担当)
2006年 6 月	茨城銀行電ヶ崎支店長	2012年 4 月	当行上席執行役員事務統括部長
2008年 6 月	茨城銀行事務部長	2013年 4 月	当行常務執行役員営業本部長
2010年 3 月	当行上席執行役員事務部・人事部 担当	2015年 4 月	当行常務執行役員市場金融部・総 務部担当
2011年 4 月	当行上席執行役員ブロック長 (牛久ブロック担当)	2015年 6 月	当行常務取締役
		2017年 6 月	当行常務取締役 人事総務部・市 場金融部担当
		2018年 6 月	当行取締役専務 人事総務部・市 場金融部担当
		2019年 4 月	当行取締役専務 市場金融部担当 (現職)

■ 取締役候補者とした理由

越智悟氏は、2015年6月に取締役へ就任後、人事総務部門、融資部門、市場金融部門、事務部門等を統括するなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。2018年6月から当行の代表取締役専務を務め、その職務・職責を果たしており、こうした経験や知見を活かすことにより、当行の経営に貢献することが出来る人物と判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

4

しの
篠はら
原さとる
智

(1961年4月22日生)

再任

■ 候補者の有する当行の株式数

普通株式

36,300株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年 4 月	関東銀行入行	2015年 4 月	当行上席執行役員営業推進部長兼 地区本部長
2005年 4 月	関東つくば銀行谷田部支店長	2015年 7 月	当行常務執行役員営業推進部長兼 地区本部長
2007年 10月	関東つくば銀行法人部副部長	2015年 10月	当行常務執行役員営業推進部長
2010年 10月	当行筑西支店長	2016年 4 月	当行常務執行役員営業本部長
2012年 7 月	当行執行役員筑西支店長兼下館支 店長	2016年 6 月	当行取締役営業本部長
2012年 11月	当行執行役員営業本部副本部長	2017年 6 月	当行常務取締役営業本部長
2014年 4 月	当行上席執行役員営業本部副本部長	2018年 6 月	当行専務取締役営業本部長
		2019年 4 月	当行専務取締役 人事総務部・事 務統括部・事務集中部（現職）

■ 取締役候補者とした理由

篠原智氏は、2016年6月に取締役へ就任後、営業部門等を統括するなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。こうした経験や知見を活かすことにより、当行の経営に貢献することが出来る人物と判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

5

再任

きむらいちろう

木村伊知郎

(1959年11月7日生)

候補者の有する当行の株式数

普通株式 26,500株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4 月	茨城相互銀行入行	2010年 3 月	当行営業本部ブロック長 (鹿嶋ブロック担当)
2000年 6 月	茨城銀行常北支店長	2011年 4 月	当行水戸営業部長
2002年 4 月	茨城銀行総合企画部主任調査役	2012年 7 月	当行執行役員水戸営業部長
2003年 6 月	茨城銀行江戸崎支店長	2014年 4 月	当行上席執行役員営業本部副本部長
2003年10月	茨城銀行江戸崎支店長兼美浦支店長	2015年 4 月	当行上席執行役員地区本部長
2006年 6 月	茨城銀行高萩支店長	2016年 4 月	当行上席執行役員営業推進部長
2007年 6 月	茨城銀行牛久支店長	2017年 4 月	当行常務執行役員営業副本部長
2008年 6 月	茨城銀行竜ヶ崎支店長	2017年 6 月	当行常務取締役 融資部・リスク 統括部担当 (現職)
2010年 1 月	茨城銀行営業統括部副部長		

取締役候補者とした理由

木村伊知郎氏は、営業部門、融資部門、リスク統括部門等を統括するなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。2017年6月に取締役へ就任し、こうした経験や知見を活かすことにより、当行の経営に貢献することが出来る人物と判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

6

再任

せおたつろう

瀬尾達朗

(1963年8月28日生)

候補者の有する当行の株式数

普通株式 22,800株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年 4 月	関東銀行入行	2014年 4 月	当行執行役員融資部長
2005年 7 月	関東つくば銀行大みか支店長	2015年10月	当行執行役員本店エリア長兼本店 営業部長兼土浦駅前支店長
2007年10月	関東つくば銀行ひたちなか支店長	2016年 4 月	当行上席執行役員本店エリア長兼 本店営業部長兼土浦駅前支店長
2010年 3 月	当行ひたちなか支店長	2017年 6 月	当行取締役本店エリア長兼本店営 業部長兼土浦駅前支店長
2011年10月	当行日立支店長	2018年 6 月	当行常務取締役 総合企画部・秘 書室担当 (現職)
2013年 4 月	当行融資部長		

取締役候補者とした理由

瀬尾達朗氏は、融資部門、企画部門等を統括するなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。2017年6月に取締役へ就任後、こうした経験や知見を活かすことにより、当行の経営に貢献することが出来る人物と判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

7

とよ た たか ひさ
豊 田 高 久

(1962年7月17日生)

再任

候補者の有する当行の株式数

普通株式

38,963株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年 4 月 関東銀行入行
 2004年10月 関東つくば銀行太田支店長
 2007年10月 関東つくば銀行多賀支店長
 2008年11月 関東つくば銀行日立支店長
 2010年 3 月 当行日立支店長
 2011年10月 当行営業推進部長
 2011年12月 当行営業推進部兼営業企画部長

2012年 4 月 当行営業企画部長
 2013年 4 月 当行執行役員本店営業部長兼土浦駅前支店長
 2013年 5 月 当行執行役員本店エリア長兼本店営業部長兼土浦駅前支店長
 2015年 4 月 当行上席執行役員本店エリア長兼本店営業部長兼土浦駅前支店長
 2015年10月 当行上席執行役員地区本部長
 2017年 4 月 当行上席執行役員営業推進部長
 2018年 4 月 当行常務執行役員営業推進部長
 2018年 6 月 当行常務取締役 事務統括部・事務集中部担当
 2019年 4 月 当行常務取締役営業本部長（現職）

取締役候補者とした理由

豊田高久氏は、営業部門、事務部門等を統括するなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。2018年6月に取締役へ就任後、こうした経験や知見を活かすことにより、当行の経営に貢献することが出来る人物と判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

8

う え き まこと
植 木 誠

(1954年 3 月 1 日生)

再任

候補者の有する当行の株式数

普通株式

102,480株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1977年 4 月 茨城相互銀行入行
 1998年 6 月 茨城銀行友部支店長
 2001年 4 月 茨城銀行東京支店長
 2003年 1 月 茨城銀行綾瀬支店長兼総合企画部東京事務所業務担当
 2005年 6 月 茨城銀行取締役審査部長
 2008年 4 月 茨城銀行取締役営業統括部長

2008年 6 月 茨城銀行常務取締役リスク統括部長
 2008年10月 茨城銀行常務取締役審査部長
 2010年 3 月 当行専務取締役融資本部長
 2011年 4 月 当行専務取締役営業本部長
 2012年 4 月 当行専務取締役
 2012年 6 月 当行取締役副頭取
 2016年 4 月 当行取締役会長
 2019年 4 月 当行取締役会長 監査部担当（現職）

取締役候補者とした理由

植木誠氏は、営業部門のほか、融資部門、リスク管理部門、監査部門等を統括するなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2005年6月から取締役（旧茨城銀行含む）を、2012年6月からは代表取締役副頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を活かすことにより、2016 年4月に代表取締役会長へ就任し、2018年6月より現職の取締役会長。引き続き当行の経営に貢献することが出来る人物と判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

9

よこ

い

え

横井のり枝

(1972年6月27日生)

再任

社外取締役候補者

独立役員

候補者の有する当行の株式数

普通株式 3,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1998年 3 月	アンダーセンコンサルティング入社	2011年 4 月	流通経済大学流通情報学部 専任講師
2000年 6 月	同社 退社	2014年 4 月	流通経済大学流通情報学部 准教授
2000年 7 月	株式会社トークス入社	2016年 6 月	当行取締役（非常勤）（現職）
2003年 6 月	同社 退社	2019年 3 月	流通経済大学流通情報学部 准教授退任
2003年 7 月	財団法人流通経済研究所入所	2019年 4 月	日本大学経済学部 准教授（現職）
2011年 3 月	同法人 退所		流通経済大学流通情報学部 講師（非常勤）（現職）

社外取締役候補者とした理由

横井のり枝氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、経済産業界の研究を長年にわたり携わり、その後大学教育を通じて広い視野を持った実業界などで活躍する人材育成や地域経済の活性化に関する社会活動への参画を行っております。2016年6月に取締役へ就任後、これまでの経験や知見を活かし、その職務・職責を果たしております。今後も中立的な立場で銀行の経営全般に対する的確な助言とチェック機能等が期待出来る人物と判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

10

ね

もと

ゆう

いち

根本祐一

(1952年9月30日生)

新任

社外取締役候補者

独立役員

候補者の有する当行の株式数

普通株式 ー 株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1976年 4 月	茨城県信用保証協会入協	2015年 4 月	同協会理事
2006年 4 月	同協会本店営業部長	2016年 3 月	同協会理事 退任
2008年 4 月	同協会土浦支店長	2016年 4 月	同協会参与 指導検査室長委嘱
2011年 4 月	同協会監事	2018年 3 月	同協会 退職
2015年 3 月	同協会監事 退任		

社外取締役候補者とした理由

根本祐一氏は、長年にわたり茨城県信用保証協会に勤務し、県内の中小企業および小規模事業者の金融円滑化に携わり、地域経済の発展に貢献しました。これまでの経歴を通じて培われた幅広い見識に基づき、中立的な立場で銀行の経営全般に対する的確な助言とチェック機能等が期待出来る人物と判断し、取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 横井のり枝、根本祐一の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 横井のり枝氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり再任された場合、独立役員となる予定であります。また、根本祐一氏につきましても、本議案の承認可決を前提に、同取引所に届け出る予定であります。
4. 横井のり枝氏は、現在、当行の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
5. 社外取締役との責任限定契約について
当行は、社外取締役との間において、当該社外取締役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がない場合に限り、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として賠償責任を負うものとしております。
本総会において、社外取締役の選任が承認された場合、社外取締役との間において当該契約を締結する予定であります。

第2号議案 監査役5名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役尾崎 聡氏、村上義弘氏、篠崎 暁氏および堀内 巧氏は任期満了となります。また、野口稔夫氏が辞任されますので、監査役5名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、杉山 勉氏は野口稔夫氏の補欠として、選任されることとなりますので、その任期は、当行定款の定めにより、退任される同監査役の任期の満了すべき時までとなります。また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位
1 再任	お ぎ さとし 尾 崎 聡	常勤監査役
2 新任	すぎ やま つとむ 杉 山 勉	上席執行役員
3 再任	しの ぎ あきら 篠 崎 暁	社外監査役候補者 独立役員 社外監査役
4 再任	ほり うち たくみ 堀 内 巧	社外監査役候補者 独立役員 社外監査役
5 新任	すず き だい すけ 鈴 木 大 輔	社外監査役候補者 独立役員 —

候補者番号

1

お ざき
尾 崎さとし
聡

(1962年3月24日生)

再 任

■ 候補者の有する当行の株式数

普通株式

30,400株

■ 略歴、地位および重要な兼職の状況

1984年 4 月	関東銀行入行	2013年 7 月	当行執行役員融資本部長
2010年 8 月	当行牛久支店長	2014年 4 月	当行上席執行役員融資本部長
2011年10月	当行融資管理部長	2015年 6 月	当行取締役融資本部長
2012年 7 月	当行融資部長	2016年 4 月	当行取締役
2013年 4 月	当行執行役員融資本部副本部長	2017年 6 月	当行常勤監査役（現職）

■ 監査役候補者とした理由

尾崎聡氏は、融資部門のほか、市場金融部門等を統括するなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2015年6月から取締役を務め、2017年6月から監査役としてその職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を活かすことにより、当行の経営に貢献することが出来る人物と判断し、監査役候補者となりました。

候補者番号

2

すぎ やま
杉 山つとむ
勉

(1961年10月29日生)

新 任

■ 候補者の有する当行の株式数

普通株式

11,800株

■ 略歴、地位および重要な兼職の状況

1985年 4 月	茨城相互銀行入行	2011年10月	当行牛久支店長
2001年10月	茨城銀行赤塚支店長	2012年11月	当行事務統括部長
2005年 4 月	茨城銀行小山支店長	2014年 4 月	当行執行役員水戸営業部長
2005年 5 月	茨城銀行営業推進部主任調査役	2016年 4 月	当行上席執行役員地区本部長
2005年 6 月	茨城銀行東海支店長	2018年 7 月	当行上席執行役員営業推進部長
2007年 4 月	茨城銀行本店営業部部長代理	2019年 4 月	当行上席執行役員営業副本部長 （現職）
2009年 4 月	茨城銀行綾瀬支店長		
2010年 3 月	当行綾瀬支店長		
2010年 8 月	当行東京支店長		

■ 社外監査役候補者とした理由

杉山勉氏は、営業部門、事務部門等を統括するなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。こうした経験や知見を活かすことにより、当行の経営に貢献することが出来る人物と判断し、監査役候補者となりました。

候補者番号
3

しの ざき あきら
篠 崎 暁 (1951年4月23日生)

再任 社外監査役候補者 独立役員

候補者の有する当行の株式数
普通株式 4,000株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1974年4月	安田火災海上保険株式会社入社	2008年4月	損保ジャパンDＣ証券株式会社監査役
1992年4月	茨城支店水戸支社長	2010年6月	輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社監査役
1997年4月	茨城支店長	2014年7月	株式会社損害保険ジャパン顧問
1999年7月	代理店業務開発部長	2014年9月	損害保険ジャパン日本興亜株式会社顧問
2002年7月	株式会社損害保険ジャパン代理店業務推進部長	2015年3月	損害保険ジャパン日本興亜株式会社退職
2004年4月	執行役員兼仙台支店長	2015年6月	当行社外監査役（現職）
2004年7月	執行役員兼業務監査部長		
2007年4月	株式会社損害保険ジャパン・ハートフルライン代表取締役社長		

社外監査役候補者とした理由

篠崎暁氏は、長年にわたり民間企業に勤務し、代表取締役社長、監査役等を歴任するなど、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しております。こうした経験や知見を活かすことにより、2015年6月から監査役としてその職務・職責を果たしております。当行の経営に貢献することが出来る人物と判断し、監査役候補者となりました。

候補者番号
4

ほり うち たくみ
堀 内 巧 (1948年1月16日生)

再任 社外監査役候補者 独立役員

候補者の有する当行の株式数
普通株式 3,000株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1975年1月	監査法人朝日会計社（現有限責任あずさ監査法人）入社	2011年11月	三井不動産プライベートリート投資法人 監督役員（現職）
1980年3月	公認会計士登録	2012年1月	日本公認会計士協会自主規制・業務本部主任研究員
2000年6月	朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）代表社員	2014年8月	全国農業協同組合中央会 監事（現職）
2010年6月	あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）退社	2015年3月	株式会社日本レジストリサービス 監査役（現職）
2010年7月	公認会計士堀内巧事務所設立（現職）	2016年6月	当行社外監査役（現職）

社外監査役候補者とした理由

堀内巧氏は、長年にわたり監査法人に勤務し、代表社員、監査役を歴任するなど、企業会計等についての豊富な経験と幅広い知見を有しております。こうした経験や知見を活かすことにより、2016年6月から監査役としてその職務・職責を果たしております。当行の経営に貢献することが出来る人物と判断し、監査役候補者となりました。

候補者番号

5

すず き だい すけ
鈴 木 大 輔

(1972年5月30日生)

新 任

社外監査役
候補者

独立役員

候補者の有する当行の株式数

普通株式

— 株

略歴、地位および重要な兼職の状況

2000年 4 月 司法修習生
2001年10月 検事任官
2012年11月 湊総合法律事務所入所
2017年 8 月 渥美坂井法律事務所・外国法共同
事業入所（現職）

社外監査役候補者とした理由

鈴木大輔氏は、長年にわたり弁護士として、法律的分野についての豊富な経験と幅広い知見を有しております。こうした経験や知見を活かすことにより、当行の経営に貢献することが出来る人物と判断し、監査役候補者となりました。なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。

- (注) 1. 各監査役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 篠崎曉氏、堀内巧氏および鈴木大輔氏は、社外監査役候補者であります。
3. 篠崎曉氏、堀内巧氏および鈴木大輔氏については、東京証券取引所規則に定める独立役員として、本議案の承認可決を前提に、同取引所に届け出る予定であります。
4. 社外監査役に関する特記事項は以下のとおりであります。
- 社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数について
篠崎曉氏および堀内巧氏は、現在当行の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって篠崎曉氏が4年、堀内巧氏が3年となります。
5. 社外監査役との責任限定契約について
当行は、社外監査役との間において、当該社外監査役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がない場合に限り、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として賠償責任を負うものとしております。
- 本総会において、社外監査役の選任が承認された場合、社外監査役との間において当該契約を締結する予定であります。

以 上

添付書類

第95期（2018年4月1日から
2019年3月31日まで）事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果等

主要な事業内容

当行は、茨城県を主要な営業基盤とする地域金融機関として、預金業務、貸出業務を中心に、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務のほか、公共債・投資信託・保険商品の窓口販売等を行い、地域の皆さまに幅広い金融商品・サービスを提供しております。

金融経済環境

国内経済 2018年度の国内経済は、雇用・所得情勢が堅調に推移し、輸出・生産活動は持ち直しの動きが続くなど、全体として緩やかな回復基調で推移しました。しかし、2019年の年明けから、中国向けを中心とした輸出の大幅な減少に伴い生産活動が弱含みとなるなど、景気の先行きが懸念されています。

県内経済 茨城県経済は、個人消費は基調的に底堅さを維持していることや輸出を起点とする製造業部門の改善を主因に緩やかに回復しました。

金融情勢 長期金利（10年国債利回り）は、日銀のイールドカーブ・コントロール政策柔軟化決定を踏まえ、一時0.1%を上回りましたが、年度後半は世界経済の減速懸念により低下基調で推移しました。日経平均株価は、年度前半は値動きが大きいのながらも横ばいの動きとなりましたが、9月からの円安ドル高の影響や安倍総理の自民党総裁選3選などが好感され、大幅に上昇し10月2日に27年ぶりの高値となる24,270円をつけました。しかし、その後は米中貿易摩擦をはじめとする世界的な景気減速懸念などから、年度末の終値は21,205円と年度ベースでは3年ぶりの下落となりました。為替相場は、全体としてもみ合いの相場となり、概ね106円～114円台と年度の変動幅は10円未満と過去最少となりました。

事業の経過および成果

このような環境のなか、当行は10年後を見据えた経営戦略である「将来ビジョン」において「First Call Bank（ファースト・コール・バンク）」を掲げ、その実現に向けた具体的な取組施策として、第3次中期経営計画「Rising Innovation 2019 ～進化することへの挑戦～」(2016年度～2018年度)を進めてきました。当年度は、第3次中期経営計画の最終年度にあたり、次期中期経営計画につなぐ重要な年度として、「基盤の拡充」、「人財戦略」、「ICT戦略（情報通信技術）」、「経営効率の向上」、「リスク管理態勢の強化」、「コンプライアンス態勢の強化」の6つの基本戦略のもと、諸施策の着実な履行に取組んでまいりました。

「基盤の拡充」における『法人取引の拡充』に向けた取組みとしては、提案力の強化や案件のスピード化を図るために「事業性評価アドバイザー」、「現場審査役」、「企業経営相談員」等の配置を含め営業体制を見直し、今まで以上に事業性評価を通じた企業のライフステージに応じた本業支援などに積極的に取組むことで金融仲介機能の質を高めてまいりました。さらに、ターゲット先の絞り込みにより事業性評価に基づいた、お客さまの課題を「業容拡大」「経営効率化」「経営改善」「事業承継」「M&A」など11の類型に集約した「ソリューション11」を活用したソリューション営業を強化してまいりました。

また、『地域振興の拡充』に向け、東日本大震災以降取組んできた地域“復興”支援プロジェクトをさらに継続・発展させた「地域“振興”支援プロジェクト『あゆみ』」を引続き全行あげて展開してまいりました。これまでの取組みで培ったノウハウやネットワークを活用しながらコンサルティング機能を最大限発揮するなかで、地方創生に向けた取組みを強化し、環境・社会・ガバナンス（ESG）やSDGsの課題にも積極的に取組みました。地域振興協定締結先である14自治体や産官学金労言士との連携強化のほか、大学やベンチャー企業等と連携した創業、起業支援体制の強化に努めてまいりました。特にベンチャー企業等への支援については、「つくば地域活性化ファンド」による今年度の投資は、5件/135百万円（累計10件、投資額280百万円）となるなど、新産業創出による地域経済の発展と活性化に取組んでまいりました。

「人財戦略」に向けた取組みとしては、事業性評価に基づいてお客さまに適切な金融サービスやソリューションを提供できる人財や、フィデューシャリー・デューティー（お客さま本位の業務運営）に基づいた金融商品の提案ができる人財の育成のために各種研修を実施したほか、事業性評価アドバイザーや現場審査役などによるOJTの実施などにより、行員のスキルアップに努めてまいりました。また、今年2月には従業員の健康管理を経営的な視点で考え戦略的に取組んでいる法人として、経済産業省より「健康経営優良法人2019（大規模法人部門）～ホワイト500～」に認定されました。さらに、女性が活躍し働きやすい職場環境づくりのために、女性の目線を活かした施策を積極的にとり入れるなど、女性の活躍機会の拡充に向け取組んでおります。

「ICT（情報通信技術）戦略」に向けた取組みとしては、お客さまニーズを起点とした利便性の向上を図るため、インターネットバンキングの機能強化、ATM稼働時間の延長、コンビニエンスストアATM提携の拡大などを実施しました。また、フィンテックにつきましては、「かんたん通帳アプリ」の提供を開始したほか、昨年6月に当行を含む地銀7行で共同出資会社である「フィंकロス・デジタル」を設立し、デジタル化等にスピーディーに取組むなかで、金融サービスの向上や業務効率化・生産性向上を実現し、企業価値の向上を図っていくこととしました。

「経営効率の向上」に向けた取組みとしては、業務効率化および営業時間の創出のために、タブレット端末による投資信託の販売を可能としたほか、店舗戦略面においては、ランチ・イン・ブランチ方式により5拠点の店舗統廃合を進めるとともに、エリア営業体制の導入により、戦略的な人員の再配置を行うとともに、効率的な店舗運営に取り組んでまいりました。

「リスク管理態勢の強化」に向けた取組みとしては、統合的リスク管理態勢の強化、信用リスク管理態勢の強化、市場管理態勢の強化、オペレーショナル・リスク管理態勢の強化を基本戦略とし、リスク管理態勢の充実・強化に取り組みました。

「コンプライアンス態勢の強化」に向けた取組みとしては、コンプライアンス態勢の確立、反社会的勢力との取引遮断に向けた取組強化、顧客ニーズに応える顧客保護等管理態勢を強化したほか、お客さま本位の業務運営に関する取組みの徹底を基本戦略として取組みを強化しました。

今後も、地域金融機関として金融仲介機能を十分に発揮するとともに、地域の共通価値の創造および地域社会の成長、発展に積極的に取り組んでまいります。

以上の取組みの結果、2019年3月期の業績は以下のとおりとなりました。

預金・預り資産

預金は、個人預金が増加する一方、法人預金が減少したことから、前年度末比292億円減少し、期末残高は2兆2,569億円となりました。また、預り資産残高は、保険の取扱い残高の増加等により、前年度末比157億円増加し2,425億円となりました。

貸出金

貸出金は、住宅ローン等の個人向け貸出や地方公共団体向け貸出等が増加したこと等から、期末残高は前年度末比134億円増加し、1兆6,463億円となりました。

有価証券

有価証券は、国内債券、外国証券および投資信託等のその他の証券が減少したこと等から、期末残高は前年度末比961億円減少の4,751億円となりました。

損益面

経常収益は、有価証券利息配当金や国債等債券売却益が増加した一方、貸出金利回りの低下による貸出金利息の減少、およびその他の業務収益の減少等から、前年度比25億円減少の375億円となりました。経常費用は、物件費等の経費は減少しましたが、一般貸倒引当金繰入額や外国為替売買損等が増加したこと等から、前年度比1億円増加の358億円となりました。

その結果、経常利益は前年度比26億円減少し17億円となり、当期純利益についても前年度比18億円減少し9億円となりました。

自己資本比率

銀行の健全性を示す自己資本比率については、当期純利益9億円を計上したことに加え、リスク・アセット額も減少したことから、前年度末の8.33%から0.08ポイント上昇し、8.42%となりました。

連結業績について

財政状態

当連結会計年度末における連結純資産額は、親会社株主に帰属する当期純利益を10億円計上したこと等から、前年度末比10億円増加し1,104億円となりました。

連結総資産額は、銀行単体の有価証券の減少等により、前年度末比185億円減少し2兆4,016億円となりました。

経営成績

当連結会計年度における連結経常収益は、前年度比24億円減少し381億円となりました。一方、連結経常費用は、前年度比4億円増加し361億円となりました。その結果、連結経常利益は、前年度比29億円減少し19億円となり、親会社株主に帰属する当期純利益についても前年度比19億円減少の10億円となりました。

剰余金の配当

当行は、経営の健全性を確保するため、内部留保の充実による財務体質の強化を図るとともに、利益の状況や経営環境等を勘案しつつ、安定的な配当を実施することを剰余金の配当等の決定に関する方針としております。

こうした方針に基づき、当期末の配当金は、株主の皆さまからのご支援にお応えするために、普通株式は1株当たり5円とさせていただきました。なお、第四種優先株式は預金保険機構から「優先配当年率としての資金調達コスト（平成29年度）」が「0.00%」と公表されたことから、配当率「0%」、配当額「0円」とさせていただきました。

対処すべき課題

地域金融機関を取り巻く環境は、マイナス金利政策の継続による貸出金・有価証券の運用利回りの低下や、少子高齢化・人口減少に伴う市場規模の縮小が懸念されるなか、引続き厳しい経営環境が見込まれます。

このような環境下、当行は地域を支える金融機関として、事業性評価を踏まえた本業支援などお取引先企業の経営課題の解決に積極的に貢献することにより、将来にわたって十分な金融仲介機能を発揮し、地域経済の発展と活性化にこれまで以上に取組んでまいります。また、お客さまの安定的な資産形成の実現に向けて、「お客さま本位の業務運営」を定着させる取組みを充実させてまいります。

さらに、2019年度よりスタートしました第4次中期経営計画においては、基本方針として地域のファースト・コール・バンクとして安定的な金融機関の役割を果たすために、本来のリレーションシップバンキングに立ち返った営業を強化する3年間と定め、経営資源の選択と集中により徹底的な体質改善を図ることとしました。基本戦略としては、「サービス品質のイノベーション」、「経営資源のイノベーション」、「営業力のイノベーション」の3点を掲げました。

したがって、2019年度は新中期経営計画の初年度であり、重要な1年になります。これらの新中期経営計画における取組施策を通じて、当行は地域を支える金融機関として、お客さま本位の事業性評価を踏まえ、お客さまの課題解決に向けた取組みや真にお客さまが求めるサービスの提供に努めるとともに、環境・社会・ガバナンス（ESG）やSDGsの課題にも積極的に取組み、当行グループをあげて地域経済の持続的な発展に貢献することで、持続可能なビジネスモデルの構築に努めてまいります。さらに、株主の皆さまとの建設的な対

話などを通じ、コーポレートガバナンス態勢の一層の強化を図り、企業価値の向上に努めてまいります。

なお、今年度は元従業員による不祥事件が発覚いたしました。お客さま、地域の皆さま、株主の皆さまに多大なご迷惑とご心配をおかけいたしましたこと改めて深くお詫び申し上げます。今回の不祥事件を厳粛に受け止め、改めてコンプライアンスの徹底を経営の最重要課題として位置づけ、内部管理態勢の充実・強化を図るなど、全行をあげて再発防止に取り組んでまいります。

今後とも、株主の皆さまのご期待にお応えできるよう、役職員一同全力を尽くしてまいりますので、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
預金	21,805	22,457	22,862	22,569
定期性預金	10,919	10,716	10,213	9,579
その他	10,885	11,740	12,648	12,990
貸出金	16,028	16,690	16,328	16,463
個人向け	4,451	4,732	4,959	5,052
中小企業向け	6,804	6,978	7,161	7,130
その他	4,772	4,978	4,207	4,280
商品有価証券	5	5	7	4
有価証券	5,977	5,764	5,712	4,751
国債	1,495	1,209	1,070	811
その他	4,481	4,554	4,642	3,939
総資産	23,184	23,789	24,218	24,036
内国為替取扱高	60,265	58,701	59,056	57,505
外国為替取扱高	百万ドル 132	百万ドル 172	百万ドル 133	百万ドル 111
経常利益	百万円 7,887	百万円 5,308	百万円 4,443	百万円 1,776
当期純利益	百万円 5,959	百万円 3,407	百万円 2,743	百万円 936
1株当り当期純利益	円 銭 71 05	円 銭 40 81	円 銭 32 98	円 銭 11 34

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 「1株当り当期純利益」は、当期純利益を期中の平均発行済普通株式数で除して算出しております。

(ご参考) 連結業績の推移

(単位：億円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
経常収益	44,730 ^{百万円}	41,186 ^{百万円}	40,606 ^{百万円}	38,119 ^{百万円}
経常利益	8,521 ^{百万円}	5,713 ^{百万円}	4,933 ^{百万円}	1,995 ^{百万円}
親会社株主に帰属する当期純利益	6,464 ^{百万円}	3,701 ^{百万円}	3,037 ^{百万円}	1,083 ^{百万円}
純資産額	1,095	1,056	1,094	1,104
総資産	23,170	23,768	24,201	24,016

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	1,584人	1,640人
平均年齢	41年3月	40年2月
平均勤続年数	18年9月	17年8月
平均給与月額	329千円	330千円

(注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数には、臨時雇員および嘱託は含まれておりません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数の推移

	当年度末	前年度末
茨城県	134店 (うち出張所 7)	134店 (うち出張所 8)
栃木県	7店	7店
千葉県	4店	4店
埼玉県	0店	0店
東京都	2店	2店
インターネット専業支店	1店	1店
合計	148店 (// 7)	148店 (// 8)

- (注) 1. 当年度末において、店舗外ＡＴＭを102か所（前年度末100か所）設置しております。
また、セブン銀行との提携によるＡＴＭ全国25,152台（うち県内747台）、Ｅ-netとの提携12,750台（うち県内303台）、
ローソン銀行との提携13,476台（うち県内216台）、イオン銀行との提携によるＡＴＭ全国6,193台（うち県内255台）が
利用可能となっております。
2. 3月末の店舗数は、行政上の登録店舗数は148か店となっておりますが、2018年度は前年度に引続き経営効率性の観点から、
店舗統合（ランチ・イン・ランチ方式）を実施し、5か店の統合を行ったことにより、店舗の拠点数としては99拠
点（前年度末104拠点）となっております。

□. 当年度新設営業所

新設の営業所はありません。

- (注) 1. 当年度において店舗外ＡＴＭの新設はありません。店舗統合（ランチ・イン・ランチ）により、4箇所の店舗内ＡＴＭ
を店舗外ＡＴＭに変更しております。

【新設】

新設の店舗外ＡＴＭはありません。

【店舗内ＡＴＭから店舗外ＡＴＭへ変更】

筑西支店	下館駅南出張所
水戸営業部	南町出張所
小山出張所	小山東出張所
下妻営業部	千代川出張所

2. 当年度において次の店舗外ＡＴＭを廃止しました。

【廃止】

境支店	春日部出張所
つくば営業部	筑波学院大学出張所

ハ. 銀行代理業者の一覧

該当ありません。

二. 銀行が営む銀行代理業等の状況

所属金融機関の商号又は名称
株式会社あおぞら銀行

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の状況

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額	3,743
---------------	-------

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
守谷支店等店舗建替・改修	1,758
ソフトウェア	1,365

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社および子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ. 子会社の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する 子 会 社 等 の 議 決 権 比 率	その他
筑波ビジネス サービ ス株 式 会 社	つくば市竹園 一丁目7番	現金等の精査整理業務	1983年 7月27日	百万円 20	% 100.00	—
筑波信用保証 株 式 会 社	土浦市中央 二丁目11番7号	信用保証業務	1984年 1月10日	百万円 91	% 100.00	—
筑波総研 株 式 会 社	土浦市中央 二丁目11番7号	システム開発業務 リサーチ・コンサル ティング業務	1989年 7月5日	百万円 50	% 100.00	—
つくば地域活性化 ファンド投資事業 有 限 責 任 組 合	土浦市中央 二丁目11番7号	投 資 業 務	2016年 1月29日	百万円 341	% 99.00	—

(注) 1. 上記の重要な子会社等4社は連結対象子会社であります。なお、持分法適用会社は該当ありません。

2. 当期の経常収益は381億19百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は10億83百万円であります。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＡＣＳ）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協、信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＭＩＣＳ）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称ＣＮＳ）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し、現金自動入金のサービスを行っております。
5. 株式会社セブン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した現金自動設備による現金自動引出し、現金自動入金のサービスを行っております。
6. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の「利用手数料の無料化」を行っております。
7. 株式会社イーネットおよび株式会社ローソン銀行（旧社名：株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークス）との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した現金自動設備による現金自動引出し、現金自動入金のサービスを行っております。
8. 株式会社常陽銀行、水戸信用金庫、結城信用金庫、茨城県信用組合、茨城県信用農業協同組合連合会ならびに同連合会会員の農業協同組合との提携により、茨城ネット資金センターを設置し、代金回収サービス（略称Ｉ－ＮＥＴ資金サービス）を行っております。
9. じゅうだん会（株式会社筑波銀行、株式会社八十二銀行、株式会社山形銀行、株式会社武蔵野銀行、株式会社阿波銀行、株式会社宮崎銀行、株式会社琉球銀行）では、システム共同化に合意し、当行は2008年1月に株式会社八十二銀行が開発した共同版システムへの移行を実施いたしました。
10. 株式会社池田泉州銀行、株式会社群馬銀行、株式会社山陰合同銀行、株式会社四国銀行、株式会社千葉興業銀行及び株式会社福井銀行との間で、各行のデジタル化を連携・協働して進めていくための連携協定「フィंकロス・パートナーシップ」を締結いたしました。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社役員（取締役および監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏 名	地 位	担 当	重要な兼職	その他
植 木 誠	取締役会長			
藤 川 雅 海	(代表取締役) 取締役頭取			
生 田 雅 彦	(代表取締役) 取締役副頭取	監査部		
越 智 悟	(代表取締役) 専務取締役	人事総務部、市場金融部		
篠 原 智	専務取締役	営業本部長委嘱		
木 村 伊知郎	常務取締役	融資部、リスク統括部		
瀬 尾 達 朗	常務取締役	総合企画部、秘書室		
豊 田 高 久	常務取締役	事務統括部、事務集中部		
堤 義 雄	取締役（社外）			(注) 1 (注) 4
横 井 のり枝	取締役（社外）		流通経済大学流通情報学部 准教授	(注) 1 (注) 4
野 口 稔 夫	常勤監査役			
尾 崎 聡	常勤監査役			
村 上 義 弘	監査役（社外）		桜川綜合法律事務所 代表弁護士	(注) 2
篠 崎 暁	監査役（社外）			(注) 2
堀 内 巧	監査役（社外）		公認会計士堀内巧事務所 三井不動産プライベートリート投資法人 監督役員 全国農業協同組合中央会 監事 株式会社日本レジストリサービス 監査役	(注) 2 (注) 3

(注) 1. 取締役 堤義雄氏、横井のり枝氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、取締役 横井のり枝氏は、2019年3月31日付で流通経済大学流通情報学部の准教授を退任し、2019年4月1日付で日本大学経済学部准教授および流通経済大学流通情報学部講師（非常勤）に就任しております。

2. 監査役 村上義弘氏、篠崎暁氏、堀内巧氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3. 監査役 堀内巧氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 取締役 堤義雄氏および横井のり枝氏につきましては、東京証券取引所に対し、有価証券上場規程に定める独立役員として届出を行っております。

(2) 会社役員に対する報酬等

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役	11名	211百万円
監 査 役	5名	51百万円
計	16名	262百万円

- (注) 1. 報酬等は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 報酬限度額は、2009年9月18日開催の臨時株主総会において、取締役は月額30百万円以内、監査役は月額6百万円以内と決議いただいております。
3. 期末現在の人員は、取締役10名、監査役5名であります。支給人員と期末人員が相違しているのは、第94期定時株主総会で退任した1名が含まれているためであります。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
堤 義 雄	会社法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がない場合に限り、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。
横 井 のり枝	
村 上 義 弘	
篠 崎 暁	
堀 内 巧	

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
横 井 のり枝	流通経済大学流通情報学部 准教授
村 上 義 弘	桜川総合法律事務所 代表弁護士
堀 内 巧	公認会計士堀内巧事務所 三井不動産プライベートリート投資法人 監督役員 全国農業協同組合中央会 監事 株式会社日本レジストリサービス 監査役

- (注) 1. 取締役 横井のり枝氏は、2019年3月31日付で流通経済大学流通情報学部の准教授を退任し、2019年4月1日付で日本大学経済学部准教授および流通経済大学流通情報学部講師（非常勤）に就任しております。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における 発言その他の活動状況
堤 義 雄	5年9か月	当事業年度開催の取締役会25回のうち25回出席しております。	県職員、筑西市副市長等の経験を踏まえ、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。
横 井 のり枝	2年9か月	当事業年度開催の取締役会25回のうち23回出席しております。	長年に渡る経済産業界の研究を通じて培った知識や経験に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。
村 上 義 弘	4年9か月	当事業年度開催の取締役会25回のうち25回出席し、また監査役会26回のうち26回に出席しております。	弁護士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
篠 崎 暁	3年9か月	当事業年度開催の取締役会25回のうち23回出席し、また監査役会26回のうち26回に出席しております。	会社役員、会社監査役等の経験を踏まえ、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
堀 内 巧	2年9か月	当事業年度開催の取締役会25回のうち24回出席し、また監査役会26回のうち25回に出席しております。	公認会計士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。

(3) 社外役員に対する報酬等

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等から受けている報酬等
報 酬 等 の 合 計	5名	24百万円	該当事項はありません。

- (注) 1. 報酬等は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 期末現在の人員は、社外役員5名であります。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	普通株式	333,000千株
	第三種優先株式	10,000千株
	第四種優先株式	100,000千株
発行済株式の総数	普通株式	82,553千株
	第三種優先株式	—
	第四種優先株式	70,000千株

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

普通株式	22,403名
第三種優先株式	—
第四種優先株式	1名

(3) 大株主

普通株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
筑波銀行行員持株会	3,873千株	4.69%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,228	3.91
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,215	3.89
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	2,185	2.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	1,602	1.94
株式会社広沢製作所	1,547	1.87
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,337	1.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	1,082	1.31
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 1 5 1	1,017	1.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口2）	973	1.17

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

第四種優先株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社整理回収機構	70,000千株	100.00%

5. 当行の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏 名 又 は 名 称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 寺 澤 豊 業 務 執 行 社 員 指定有限責任社員 宮 田 世 紀 業 務 執 行 社 員	64	監査役会は、会計監査人の監査計画の内容及び従前の事業年度における職務執行状況や報酬実績等について必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。 会計監査人に対して報酬等を支払った非監査業務（公認会計士法第2条第1項）の内容は、日本版CRS・FATCA、およびFATF対応の指導・助言業務等があります。

(注) 1. 金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的に区分できないため、上記の金額にはこれらの合計金額を記載しております。

3. 当行および当行子会社等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は72百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、当該会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当する場合、又は会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断された場合には、会計監査人の解任又は不再任を決定する方針であります。

ロ. 当行の会計監査人以外の監査法人が監査を行っている重要な子会社 該当ありません。

7. 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する方針

該当事項はありません。

8. 業務の適正を確保する体制および当該体制の運用状況の概要

(1) 内部統制システム構築の基本方針

当行は、会社法および会社法施行規則に基づき、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他当行の業務ならびに当行および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針として取締役会において決議した事項は以下の通りです。

①取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (ア) 当行は、企業倫理の確立と法令遵守を経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、その実現のためコンプライアンス基本方針および具体的な手引書であるコンプライアンス・マニュアルを制定し、コンプライアンス重視の組織風土の醸成に取り組めます。
- (イ) 頭取を委員長とするコンプライアンス委員会において、法令等遵守に関する重要事項の審議を行います。
- (ウ) 取締役会は、コンプライアンスの実践計画であるコンプライアンス・プログラムを決定し、コンプライアンスの徹底を図ります。
- (エ) 当行および当行子会社の役職員が、法令違反のおそれのある行為等を発見した場合に通報・相談できるよう、外部の弁護士と行内のコンプライアンス統括部署を通報・相談窓口とするコンプライアンス・ホットライン（内部通報制度）を設け、違反行為の未然防止等を図ります。
- (オ) 取締役会は、顧客の保護と利便の向上を図るため、顧客保護等管理方針および顧客保護等管理規程等を定め、適切かつ十分な顧客への説明、顧客の相談・苦情等への対処、顧客情報管理、外部委託管理、ならびに利益相反管理を行うための態勢を整備します。
- (カ) 当行は、会計基準その他財務報告に関連する諸法令を遵守し、財務報告に係る内部統制の整備および運用のための方針・規程を定め、その適切性を確保します。
また、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況の有効性を継続的に評価し、必要な改善を行います。
- (キ) 当行は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当要求には断固として拒絶し、利益を供与しません。
- (ク) 当行は、適切かつ十分な金融仲介機能を発揮するため、金融円滑化に関する方針・規程を定め、その取組みを通じて地域社会・経済の発展に貢献します。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (ア) 取締役の職務の執行に係る情報は、法令および行内規程に基づき保存、管理します。
- (イ) 当行は、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集し、法令等に従い適時適切に開示します。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (ア) リスク管理を適切に行うため、統合的リスク管理方針および統合的リスク管理規程に基づき、リスク種類毎に所管部を定めて、リスクの特性等に応じた管理・運営に努めます。
- (イ) リスク管理委員会において、リスク管理の充実・強化および高度化のためのリスク管理態勢に関する事項について審議を行い、リスクの把握と的確な判断に資するため、取締役会等に対する報告を行います。
- (ウ) 各種リスクの顕在化や不測の事態が発生した場合に適切な対応を行うための方針・規程等を定め、損害・損失の発生等を抑制する体制を構築します。
- (エ) 監査部署は、本部、営業店および子会社の業務を監査し、その結果法令等違反、損失の危険のある業務執行行為が発見された場合は直ちに取締役会等に報告する体制を構築します。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (ア) 協議・決定の効率化を図るために役付取締役により構成される常務会において、決定を委任された事項についての決議を行います。
- (イ) 取締役会および常務会の決議に基づく業務執行は、取締役会が選任した執行役員および各部門の責任者が職務権限等に基づきこれを行います。取締役会および各取締役はこれらを監督する権限を有し、その責任を負うものとしています。

⑤次に掲げる体制その他の当行および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
- ・子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (ア) 子会社における業務執行については、子会社管理基準に基づき運営、管理する統括部署を置き、適切な管理・指導を行い、業務の状況について適時報告を受けています。
- (イ) 当行の監査部署は、必要に応じて当行子会社へ立ち入り、監査を行います。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・ 監査役を補助すべき使用人として、補助使用人 1 名以上を配置することとし、監査役による補助使用人に対する指揮命令権を明確化します。また、補助使用人の権限を明確化し、補助使用人の任命、異動等については、監査役の意見を尊重するなど、補助使用人の取締役からの独立性を確保します。

⑦次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制
- ・ 子会社の取締役等またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告するための体制
- ・ 上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (ア) 取締役および使用人ならびに子会社の取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当行および子会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役（会）に遅滞なく報告するものとしています。

また、監査役は必要に応じて、取締役および使用人ならびに子会社の取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者、会計監査人等に対して報告を求めることができるものとします。

- (イ) 前号の報告をした者に対し、不利な取扱いを行わないことを確保します。

⑧監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ・ 監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上しておくこととします。ただし、緊急または臨時に支出した費用については、事後、償還を請求することができます。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、経営方針の確認、経営課題等のほか監査について意見交換を行います。

また、監査役は取締役会、常務会、その他重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べるほか、内部監査部署、コンプライアンス・リスク統括部署等との情報交換を行う体制を確保し、監査の実効性を高めます。

(2) 当行における基本方針の運用状況の概要

「内部統制システム構築の基本方針」に基づく当期の運用状況の概要は以下の通りです。

①取締役の職務の執行

- ・ 当期は取締役会が25回開催され業務執行の決定及び取締役の職務の執行の監督は適切に行われております。
- ・ 役付取締役を構成員とする常務会を当期73回開催し、取締役の職務の執行の効率化を図っております。
- ・ これらの職務の執行に係る情報は適切に管理されております。

②コンプライアンス体制

- ・ コンプライアンス基本方針、コンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンス・プログラムを策定し、行内におけるコンプライアンス重視の組織風土の醸成及びその実践の徹底に取り組んでおります。
- ・ 頭取を委員長とするコンプライアンス委員会を2か月毎、当期は6回開催し法令等遵守に関する重要事項について協議・報告を実施しております。
- ・ 「反社会的勢力への対応方針」を策定し、組織としての対応、外部専門機関との連携、取引を含めた一切の関係遮断、裏取引や資金提供の禁止を定めております。

③リスク管理体制

- ・ 統合的リスク管理方針および統合的リスク管理規程を策定し、リスク種類毎の管理態勢の整備に取り組んでおります。
- ・ 頭取を委員長とするリスク管理委員会を当期毎月定例12回、臨時8回開催し、リスク管理にかかる事項について協議・報告を行っております。
- ・ 監査部は、本部、営業店および当行子会社の業務を監査し、その結果を取締役に報告しております。

④当行グループにおける業務の適正の確保

- ・子会社管理基準に基づき、各子会社に対しては子会社の統括部署である総合企画部と業務執行に係る協議を行うとともに業務状況等について報告を受ける態勢を整え、管理・指導を行っております。
- ・監査部は、内部監査規程に基づき、原則として毎年1回、当行子会社の監査を実施しております。

⑤監査役監査の実効性の確保

- ・監査役会規程および監査役監査基準を定めて運用しております。
- ・専任の補助使用人を配置し、補助使用人の業務執行者からの独立性および補助使用人に対する指示の実効性を確保しております。
- ・監査役は必要に応じていつでも、会計監査人、取締役、内部監査部門等の使用人その他の者に対して報告を求められる体制としております。
- ・監査役に対し報告をしたことを理由として報告者が不利な取扱いを受けないことを確保する体制を整備するよう取締役会に要請しております。
- ・職務の執行上必要と認める費用については、予算計上・事後費用等の手続きによる当行に対する請求権を有しております。
- ・代表取締役との定期的会合を開催し、監査上の重要課題等について意見交換し、相互認識と信頼関係を構築するよう努めております。
- ・監査役は取締役会、常務会、その他重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べております。

9. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12. その他

剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがある時は、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

- ・当行は、経営の健全性を確保するため、内部留保の充実による財務体質の強化を図るとともに、利益の状況や経営環境等を勘案しつつ、安定的な配当を実施することを剰余金の配当等の決定に関する方針としております。

以 上

第95期末 (2019年3月31日現在) 貸借対照表

(单位：百万円)

科 目					金 額	科 目					金 額
(資産の部)						(負債の部)					
現金預け	金	預	け	金	225,631	預		金		2,256,981	
現金預け	金	預	け	金	36,049	当座預金		金		40,698	
現金預け	金	預	け	金	189,582	普通預金		金		1,234,265	
買入金	金	有価証券		債権	5,829	貯蓄預金		金		12,426	
買入金	金	有価証券		債権	453	通知預金		金		2,363	
商品	品	地方債		債権	202	定期預金		金		944,741	
商品	品	地方債		債権	251	定額積立金		金		13,187	
金銭の信託証券				債権	3,000	その他の預金		金		9,297	
金銭の信託証券				債権	475,116	債券の受取		金		29,483	
国地方債				債権	81,156	外債の担保		金		164	
国地方債				債権	117,143	売渡外債		金		14	
国地方債				債権	82,030	未払外債		金		150	
国地方債				債権	6,755	その他の負債		金		5,494	
国地方債				債権	188,030	未決済法		金		11	
国地方債				債権	1,646,313	未払法		金		398	
国地方債				債権	8,249	未払費		金		1,231	
国地方債				債権	120,645	未払収		金		1,275	
国地方債				債権	1,446,536	前給受		金		62	
国地方債				債権	70,881	給付補填		金		430	
国地方債				債権	5,349	金資産の他		金		89	
国地方債				債権	5,342	賞与引当		金		1,994	
国地方債				債権	7	退職給付引当		金		795	
国地方債				債権	18,239	執行役員退職慰労引当		金		1,800	
国地方債				債権	7	睡眠預金払戻損失引当		金		49	
国地方債				債権	433	ポイント引当		金		252	
国地方債				債権	2,253	偶発損失引当		金		13	
国地方債				債権	173	再評価に係る繰延税金負債		金		310	
国地方債				債権	3,082	支払承		金		357	
国地方債				債権	12,289	負債の部合計				1,267	
国地方債				債権	23,796					2,296,971	
国地方債				債権	11,744	(純資産の部)					
国地方債				債権	10,174	資本剰余金		金		48,868	
国地方債				債権	34	資本準備金		金		30,447	
国地方債				債権	1,843	その他の資本剰余金		金		9,376	
国地方債				債権	4,139	利益剰余金		金		21,070	
国地方債				債権	2,203	利益剰余金		金		25,685	
国地方債				債権	1,936	繰越利益剰余金		金		781	
国地方債				債権	1,567	繰越利益剰余金		金		24,904	
国地方債				債権	2,982	繰越利益剰余金		金		24,904	
国地方債				債権	1,267	自株		金		△6	
国地方債				債権	△10,012	自主資本		金		104,994	
国地方債				債権		その他の有価証券評価差額金		金		1,294	
国地方債				債権		土地再評価差額金		金		413	
国地方債				債権		評価・換算差額等合計		金		1,707	
国地方債				債権		純資産の部合計				106,701	
国地方債				債権		負債及び純資産の部合計				2,403,672	
国地方債				債権							

第95期 (2018年 4 月 1 日から) (2019年 3 月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額
経資	金	26,940
貸有コ預そ	価一	21,074
役受そ	の務入の	5,778
そ国そ	の債の	△10
そ償株金そ	の却式	34
経資	金	63
預コ債借	一	6,914
役支そ	務払の	1,437
そ外商国	の国	5,477
営そ	の品債	1,637
経特	の倒	1,229
特	の式他	408
税法	の常別	2,093
法	の定別	315
法	の前住	890
当	引税、人	107
	人期	779
	税等純	921
	期及調	274
	等利	△0
	純利	647
	利息	0
	益	3,909
	益	401
	益	3,508
	益	2,385
	益	1,263
	益	0
	益	1,121
	益	26,382
	益	2,210
	益	1,275
	益	395
	益	155
	益	4
	益	380
	益	1,776
	益	2
	益	209
	益	1,568
	益	632
	益	936

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

▲計算書類等

連結計算書類等

第95期（2018年 4 月 1 日から
2019年 3 月31日まで）株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	48,868	9,376	21,070	30,447
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
土地再評価差額金の取崩				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	48,868	9,376	21,070	30,447

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	694	24,488	25,182	△ 6	104,492
当期変動額					
剰余金の配当	86	△520	△433		△433
当期純利益		936	936		936
自己株式の取得				△0	△0
土地再評価差額金の取崩		0	0		0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	86	416	502	△0	502
当期末残高	781	24,904	25,685	△6	104,994

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	784	413	1,197	105,689
当期変動額				
剰余金の配当				△433
当期純利益				936
自己株式の取得				△0
土地再評価差額金の取崩				0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	510	△0	509	509
当期変動額合計	510	△0	509	1,011
当期末残高	1,294	413	1,707	106,701

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月9日

株式会社 筑波銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 寺 澤 豊 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮 田 世 紀 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社筑波銀行の2018年4月1日から2019年3月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

第95期末 (2019年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	226,881	預 金	2,245,886
買 入 金 銭 債 権	5,829	債券貸借取引受入担保金	29,483
商 品 有 価 証 券	453	外 国 為 替	164
金 銭 の 信 託	3,000	そ の 他 負 債	10,801
有 価 証 券	473,603	賞 与 引 当 金	829
貸 出 金	1,646,779	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,732
外 国 為 替	5,349	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	10
そ の 他 資 産	18,283	執行役員退職慰労引当金	51
有 形 固 定 資 産	23,800	睡眠預金払戻損失引当金	252
建 物	11,744	ポ イ ン ト 引 当 金	13
土 地	10,174	偶 発 損 失 引 当 金	310
建 設 仮 勘 定	34	再評価に係る繰延税金負債	357
その他の有形固定資産	1,847	支 払 承 諾	1,271
無 形 固 定 資 産	4,161	負 債 の 部 合 計	2,291,167
ソ フ ト ウ ェ ア	2,224	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	1,937	資 本 金	48,868
退 職 給 付 に 係 る 資 産	2,268	資 本 剰 余 金	30,447
繰 延 税 金 資 産	2,739	利 益 剰 余 金	28,862
支 払 承 諾 見 返	1,271	自 己 株 式	△6
貸 倒 引 当 金	△12,791	株 主 資 本 合 計	108,171
		その他有価証券評価差額金	1,294
		土 地 再 評 価 差 額 金	413
		退職給付に係る調整累計額	582
		その他の包括利益累計額合計	2,289
		純 資 産 の 部 合 計	110,460
資 産 の 部 合 計	2,401,627	負債及び純資産の部合計	2,401,627

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

▲ 計 算 書 類 等

▲ 連 結 計 算 書 類 等

第95期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		38,119
資金運用収益	26,940	
貸出金利	21,074	
有価証券利息配当金	5,778	
コールローン利息及び買入手形利息	△10	
預け金利息	34	
その他の受入利息	63	
役務の取引等収益	7,432	
その他の他業務収益	1,637	
その他の他業務収益	2,108	
償却債権取立益	315	
その他の経常収益	1,792	
経常費用		36,123
資金調達費用	920	
預金利息	274	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△0	
債券貸借取引支払利息	647	
借入金利息	0	
役務の取引等費用	3,723	
その他の他業務費用	2,385	
その他の他業務費用	26,661	
貸倒引当金繰入額	2,432	
その他の経常費用	1,509	
その他の経常費用	923	
経常利益		1,995
特別利益		2
固定資産処分益	2	
特別損失		209
固定資産処分損失	45	
減損損失	163	
税金等調整前当期純利益		1,788
法人税、住民税及び事業税	308	
法人税等調整額	396	
法人税等調整額		704
当期純利益		1,083
親会社株主に帰属する当期純利益		1,083

第95期（2018年 4 月 1 日から
2019年 3 月31日まで）連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	48,868	30,447	28,211	△ 6	107,521
当期変動額					
剰余金の配当			△433		△433
親会社株主に帰属する当期純利益			1,083		1,083
自己株式の取得				△0	△0
土地再評価差額金の取崩			0		0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	650	△0	650
当期末残高	48,868	30,447	28,862	△6	108,171

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土地再評価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当期首残高	784	413	730	1,928	109,449
当期変動額					
剰余金の配当					△433
親会社株主に帰属する当期純利益					1,083
自己株式の取得					△0
土地再評価差額金の取崩					0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	510	△0	△148	361	361
当期変動額合計	510	△0	△148	361	1,011
当期末残高	1,294	413	582	2,289	110,460

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類
等

▲ 連 結 計 算 書 類
等

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月9日

株式会社 筑波銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 寺 澤 豊 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮 田 世 紀 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社筑波銀行の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社筑波銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第95期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役を兼務しており、子会社の取締役会に出席して子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む。）の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載の元従業員による不祥事件については、これを受けて策定された再発防止策の実施状況を監視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月13日

株式会社 筑波銀行 監査役会

常 勤 監 査 役 野 口 稔 夫 ㊟

常 勤 監 査 役 尾 崎 聡 ㊟

監 査 役 村 上 義 弘 ㊟
(社外監査役)

監 査 役 篠 崎 暁 ㊟
(社外監査役)

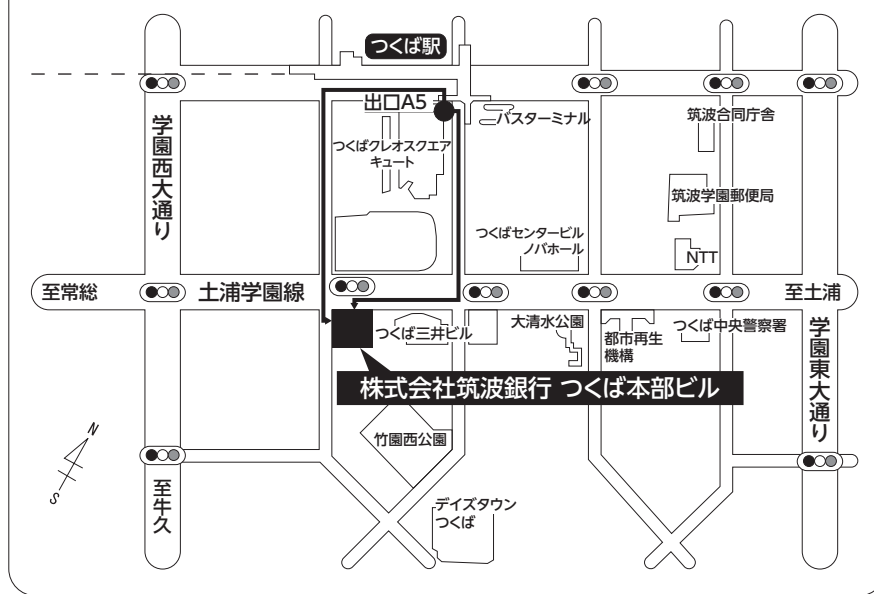
監 査 役 堀 内 巧 ㊟
(社外監査役)

以 上

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

＝ 株 主 総 会 会 場 の ご 案 内 ＝

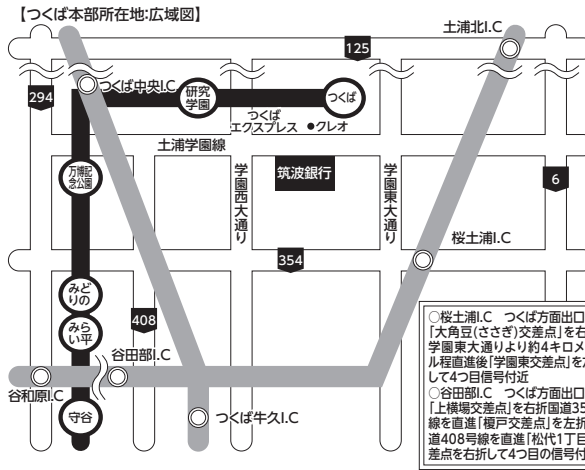
当行つくば本部ビル 所在地 茨城県つくば市竹園一丁目7番
電 話 029(859)8111(大代表)



○交通および送迎のご案内

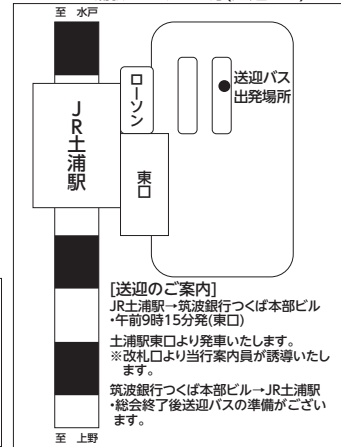
鉄道：つくばエクスプレス (TX) 「つくば」 駅下車徒歩7分 (出口A5番)

バス：J R 常磐線 土浦駅・荒川沖駅・ひたち野うしく駅からつくばセンター行下車7分



○桜土浦I.C. つくば方面出口から「大角豆(さざぎ)交差点」を右折、学園東大通りより約4キロメートル程直進後「学園東交差点」を左折して4つ目信号付近
○谷田部I.C. つくば方面出口から「上横場交差点」を右折国道354号線を直進「横戸交差点」を左折、国道408号線を直進「松代1丁目」交差点を右折して4つ目の信号付近

JR土浦駅よりお越しの方(送迎あり)



【送迎のご案内】

JR土浦駅→筑波銀行つくば本部ビル
・午前9時15分発(東口)

土浦駅東口より発車いたします。
※改札口より当行案内員が誘導いたします。

筑波銀行つくば本部ビル→JR土浦駅
・総会終了後送迎バスの準備がございます。